

第165回福井県原子力環境安全管理協議会 議事概要

原子力安全対策課

1. 日 時 平成21年1月20日(火) 午後2時00分～4時00分
2. 場 所 (財)福井原子力センター 2階研修ホール
3. 出席者 別紙のとおり
4. 議 題
 - (1) 原子力発電所周辺の環境放射能測定結果(平成20年度 第2・四半期)
 - (2) 原子力発電所より排出される温排水調査結果(平成20年度 第2・四半期)
 - (3) 発電所の運転および建設状況(平成20年11月～平成21年1月)
 - (4) 高浜発電所3, 4号機のプルサーマル計画について
 - (5) 高速増殖原型炉 もんじゅについて
 - (6) その他
5. 配付資料 別紙のとおり

6. 議事概要

○議題説明

(1) 原子力発電所周辺の環境放射能測定結果（平成20年度 第2・四半期）

[県 原子力環境監視センター 寺川 所長より説明]

(2) 原子力発電所より排出される温排水調査結果（平成20年度 第2・四半期）

[県 水産試験場 若林 場長より説明]

(3) 発電所の運転および建設状況（平成20年11月～平成21年1月）

[県 原子力安全対策課より説明]

○新検査制度について

[原子力安全・保安院 原山 地域原子力安全統括管理官より紹介]

(平和・環境・人権センター：吉村 特別幹事)

- ・検査制度の見直しについて、保安院が責任を持って検査するのではなく、事業者が自らで検査を行い、その結果を保安院が審査するというように検査制度の流れを変えるということか。結局は事業者に責任を持たせて、保安院としてはそれを審査するだけという解釈でよいか。

(原子力安全・保安院：原山地域原子力安全統括管理官)

- ・そういう制度ではなく、電気事業者にはこれまでも自主保安という義務があって、事業者自らが行う定期事業者検査もあるし、国が主として行う定期検査もある。この基本的な枠組みは変わるものではない。
- ・より詳細なデータに基づきプラント個々に、適切な間隔で適切な措置をしていくというのが今回の制度の趣旨である。

(平和・環境・人権センター：吉村 特別幹事)

- ・新しい検査制度の内容は、事業者が責任を持って検査を行い、国はそれが適合しているかどうか確認をしていくのではないか。国自らが検査をしていくという体制でなくなっている。

(原子力安全・保安院：原山地域原子力安全統括管理官)

- ・ 定期検査の間隔についての発言だと思うが、定期検査の間隔が13ヶ月一律にというところについては、今回変更された。定期検査の間隔は事業者がプラントごとの技術的なデータに基づいて申請してきた内容を保安院が審査をして、それぞれについて適切な間隔にする。定期検査の内容については、今までと全く同様である。
- ・ むしろ、今までのものに加え、高経年化の評価については法令上明確に位置づけて国が認可をしていくということになった。また、原子力に特化した詳細な保全計画の策定を義務づけた。さらに、事業者において自ら行った保全の結果についても、客観的に評価をして、それを改善することも義務づけたということなので、むしろプラントごとの適切な保全がより進んでいくと考えている。

(平和・環境・人権センター：吉村 特別幹事)

- ・ 「事業者が責任を持って検査をする。国は検査の実施状況を審査していく」ということがパンフレットに書いてある。
- ・ 従来と変わらないと言うが、従来は保安院が責任を持って13ヶ月ごとに検査をして、それに基づいて判断をしていた。それを、事業者の（定期検査間隔を）延ばして欲しいという要望に応える代わりに事業者に全て責任を負わせるような形に変えるということではないのか。

(原子力安全・保安院：原山地域原子力安全統括管理官)

- ・ すこし誤解があるようなので、改めてもう一度説明するが、検査については従来と同様に国が直接検査を行う。

(福井県議会：石川 議員)

- ・ 保安院というのは、どんな仕事をするのか。

(原子力安全・保安院：原山地域原子力安全統括管理官)

- ・ 我々は、発電所の審査あるいは検査といった仕事をしている。

(福井県議会：石川 議員)

- ・私は、原子力エネルギーというのは、国の重要な政策だと考えている。
- ・各原子力発電所の事業者は今までにいろいろと積み重ねながら、長い年月をかけて安全で安心な素晴らしいものを作り上げようとしてきた。
- ・保安院というのは、専門家の意見、現場の状況といったものを総合して、問題を解決できるように（現場を）指導したり、法律を整備する機関ということか。

(原子力安全・保安院：原山地域原子力安全統括管理官)

- ・そのとおりである。

(福井県議会：石川 議員)

- ・それも大事なことだが、保安院というのは、現場以上の専門的技術力で指導にあたり、事業者が、問題解決に到達できない場合に、保安院が高い視点から、指導しながら前に進めていくことが、より効果的に原子力エネルギー政策を進めていくことにつながると思うが、保安院はどのように考えているのか。

(原子力安全・保安院：原山地域原子力安全統括管理官)

- ・我々四半期に一度、保安検査というのをおこなっており、その中で、発電所における品質保証の取り組み状況を確認して、改善すべき点について指摘しながら、我が国の原子力発電所の安全性向上を目指している。

(福井県議会：石川 議員)

- ・先ほどから保安院の説明を聞いていると無責任な感じがする。高い観点から、事業者に対し指導し、困難なときは、前に出て事業者の指導をすることによって、日本の原子力は大きく前進するのではないかと思っているが、今のところ、ただ眺めているようにしか思えない。

(原子力安全・保安院：原山地域原子力安全統括管理官)

- ・そのように聞こえる説明であったとしたら、大変申し訳ない。

(原子力安全・保安院：原山地域原子力安全統括管理官) 続き

- ・我々としては、科学的・合理的な判断の原則に立って、現場における様々な諸問題を解決していくために、私も含め数多くの人間が日ごろより現地の保安検査官事務所に駐在している。また、東京の制度立案部門も日夜、国内外のいろいろな情勢・情報を収集・分析し、制度の改善に努めているところである。
- ・こういった総力を結集し、今後とも原子力発電所の安全性向上に努めていきたいと考えている。

(福井県議会：石川 議員)

- ・非常にいい言葉であったと思うが、私としては、やはり物事を進める際に、時間をロスしていると思う。
- ・例えば、もんじゅの屋外排気ダクトの問題でも、9月に発生したものを、今年1月に対策を決めたと聞いている。
- ・これは事業者の現場の管理が行き届いていなかったということで大きな責任がある。持ち上がった問題を早く判断して原因・対策を行わないと、3ヶ月や4ヶ月すぐに経過してしまう。そういうところで、保安院が発電所を指導しながら、ひとつになって物事を進めて行くべきだと思う。

(福井県議会：小泉 議員)

- ・福井県の各発電所も40年を経過している。先ほど、高経年化への対応も説明があったが、改善を重ね、改良を行い、最新技術を導入していけば発電所の寿命が延びることは理解できるが、継続的に改良を重ねていけば、いつまでも発電所の寿命を延ばしていくことが可能なのか。それとも、改良を重ねたとしてもある時期が来たら、新しい炉に置き換える必要があるのか。
- ・そういったことを保安院で検討したことがあるのか。

(原子力安全・保安院：原山地域原子力安全統括管理官)

- ・保安院では、高経年化の評価というものを行っており、この中では、適切な保全をしていけば、まだ運転が可能であるという評価である。さらに先については、そういった状況での具体的なデータを基に評価をしていくことになる。

(原子力安全・保安院：原山地域原子力安全統括管理官) 続き

- ・ 現在出ている評価としては、60年の運転期間を仮定して健全性を評価している。

(おおい町：時岡 町長)

- ・ 定期検査の間隔を延長するということは、安全協定における事前了解事項に当然なべきだと思うが、県はどう考えているか。

(福井県：櫻本 原子力安全対策課長)

- ・ 定期検査の間隔について、従来から特に高経年化プラントに関しては極めて慎重に対処するように要請しており、制度の報告書にも記載がなされている。
- ・ 将来的に間隔延長の計画が出された場合には、立地自治体の立場で安全性を確認するという意味で、県安全専門委員会において慎重に確認したいと考えている。
- ・ しかし、重要な原子炉施設の変更等、現在の安全協定上の事前了解事項と今回の定期検査間隔の延長がなじむのかについては、実務者レベルで市町の担当者と検討を進めているが、現時点では結論は出ていない。
- ・ 一義的な国の責任の中で、保全計画や定期検査というものが運用されており、そこに地元自治体としてどう関与していくかについては、「慎重な検討が必要だ」という意見もあるので、今しばらく検討を進めていきたいと考えている。

(おおい町：時岡 町長)

- ・ 我々立地市町は、「安全に関しては国が一義的に責任を持つ。また、その一義的な責任・安全は、13ヶ月ごとに定期検査を行うという根拠のもとに成り立っている」と説明され、理解しているので、間隔が延びるような申請がなされた場合は、当然事前了解事項とすることを希望しておく。

(福井県：櫻本 原子力安全対策課長)

- ・ 十分、県と立地市町との間で検討したい。

○議題説明

(4) 高浜発電所3, 4号機のプルサーマル計画について

[関西電力(株) 肥田 原子力発電部門統括より説明]

[原子力安全・保安院 原山 地域原子力安全統括管理官より説明]

[県原子力安全対策課 櫻本 課長より説明]

(高浜町：野瀬 町長)

- ・今、県から報告があったが、去る平成20年11月10日に関西電力より報告があった輸入燃料体検査申請について、高浜町は、町民の安全・安心を守るため、県とともに各種確認を行った。その内容については、県から説明があったとおりである。
- ・また、1月15日に開催された、県原子力安全専門委員会において委員の異論がなかったことから、これまで調査を行ってきた確認事項については、適切に確認が行われたと判断して1月16日に関西電力側にその旨を伝達している。

○議題説明

(5) 高速増殖原型炉 もんじゅについて

[(独)日本原子力研究開発機構 早瀬 敦賀本部長より説明]

(敦賀市：木村 企画政策部長)

- ・1月9日に原子力機構の理事長から市長に報告があった。その時に市長から、「プラントに不具合があればしっかり直し、万全の状態にしてもらうことが大切であり、時間がかかっても、市民の誰もが安心できるように、徹底的に安全性を確認すること。あらゆる事態に迅速に対応できるような能力を備えた組織を作り、対応できる人材をそろえること。市民が、安全・安心をしっかりと感じられるように、もんじゅの理解をできる広報を行うこと。国家事業の使命をしっかりと受け止めて、誇りと自信を持って進めること」を要望しているので、その点を再度願います。

(原子力機構：早瀬 敦賀本部長)

- ・我々は、組織を新しくし、且つ、他の拠点からも人材を投入して「もんじゅ最優先」でこれから取り組んでいきたい。

(福井県議会：石川 議員)

- ・もんじゅの屋外排気ダクトの材質は何か。

(原子力機構：向 高速増殖炉研究開発センター所長)

- ・SS 41 という炭素鋼で、厚さが6 mm の普通の鉄板である。

(福井県議会：石川 議員)

- ・鉄板とはお粗末な話だ。
- ・ステンレスでどれだけ厚みがあってもよい部分だと思う。運転再開が近づいたという時期に、腐食孔が見つかるのはよくない。どのように考えてプラント運営をしてきたのか。
- ・ダクトのコンクリートに密着している部分の状況も調べることができるのか。

(原子力機構：向 高速増殖炉研究開発センター所長)

- ・そういった部分も裏側からピックアップして全て調べている。この調査結果を基に、まず短期的な補修を行って、最終的には全部新しいものにしていく。

(福井県議会：石川 議員)

- ・保安院はこの報告を受けてどのように感じたか。
- ・設計の段階で、なぜステンレスを使わなかったのか。百何十箇所をあて板した状態にし、40 %出力試験の前に必ず新しいものに取り替えるのか。
- ・昨年9月に腐食孔が発見されていて、3ヶ月かかって保安院に補修方法を届け出て、いよいよ補修にかかるということだが、補修も3ヶ月、5月までかかると全くお粗末な話である。私は原子力を推進しているのだが、本当にどうなるのだろうと思う。
- ・この件について、保安院、原子力機構に答弁をお願いします。

(原子力安全・保安院：原山地域原子力安全統括管理官)

- ・保安院は、平成18年9月に原子力機構が計画した長期停止プラント設備健全性確認計画について評価を行っているが、この時に、立入検査を実施し、原子炉補助冷却海水系配管に腐食箇所を確認したので、同様の事象の発生が考えられる設備を整理し、点検や交換を検討するよう指摘した。
- ・今回の排気ダクトは、当計画に基づいて平成19年に原子力機構が実施した点検で腐食が確認されており、その後の対応が実施されなかったことは大変遺憾である。
- ・昨年9月に実施した第2回の特別な保安検査において、原子力機構に対して、本件について対応が適切でなかったことから、必要な対応をとるよう再度指摘した。
- ・これは、保全の考え方・計画、保全に伴う体制に問題があるということである。
- ・原子力機構において、特別な保安検査での指摘を踏まえた行動計画が策定されているので、これを次回の保安検査で確認していきたい。

(原子力機構：伊藤 理事)

- ・今、保安院から指摘があったとおり、我々の保全に関する対応が不十分でこういうことになった。これについては、保安院から保全のプログラムが十分でなかったとの指摘を受けており、対応していく。
- ・なお、このようなことが他でも起こらないように、長期健全性評価プログラムの点検、確認をしていく。

(福井県議会：石川 議員)

- ・私は、この排気ダクトについては材料の選定が間違えていたのではないかと思う。
- ・補修にかかる費用、時間は相当無駄だと思う。40%出力試験の前に新しいものにするのなら、これから発注をして、短期的な補修は止めたほうがいいのではないか。短期的な補修だけで、相当な費用や時間がかかる。
- ・補修をしても、今回補修した部分以外に腐食箇所が出てくると思う。今日までに既に4回工程を延期している。また腐食が見つかり、検査して工程を延ばすということとはあってはならない。

(福井県議会：石川 議員) 続き

- ・「世界のもんじゅ」が、日本が前線を突破していかなくてはいけないことが、こういう問題にずるずると時間をかけるのは、大変な税金の無駄遣いであり、我々地元としても納得できない。
- ・保安院にしっかり指導してもらい、現場のプラントを運営しているものが責任を持った行動をとらないと問題が出てくると思う。だからダクトを新品の完璧なものに交換し、その間に他に対応できる部分に対応していかなければいけないと思う。

(原子力機構：伊藤 理事)

- ・ダクトについては、先ほど説明したとおり、まず短期的な補修をして、それから全面的に取り替える。構造上問題がある部分も補修して取り替える。
- ・なお、材料に関しては、鋼板であるが錆止めなどの対策をしているので、再度検討はするが、この材料で大丈夫であると評価している。

(原子力安全・保安院：原山地域原子力安全統括管理官)

- ・保安院は今年度から、原子力機構に対して、特別な保安検査を実施している。こういった中で、必要な指摘、指導を行っている。

(平和・環境・人権センター：吉村 特別幹事)

- ・これで工程変更は4回目である。現状では、どんな問題が出てくるかわからない。
- ・だから、このプラント自体を廃炉にしていくというのが一番よいと思う。
- ・原子力機構は、命綱のように思ってるのかもしれないが、敦賀市民はあきれている。
- ・私は、県も原子力機構に対し、廃炉を勧告したほうがよいと思う。

(福井県議会：石川 議員)

- ・私は、絶対に廃炉にするべきではないと思う。「世界のもんじゅ」を日本が進めていくことは、大変意義のある事業である。一部の問題のあるところをしっかりと対応して欲しいと思って私は発言をしているので、そのように受け取って欲しい。

以 上